

議案第 4 2 号

平成 3 0 年度おいらせ町病院事業会計予算について

(総則)

第 1 条 平成 3 0 年度おいらせ町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-----|----------|------|----------|-------------|
| (1) | 病床数 | 75 床 | | |
| (2) | 年間延患者数 | 入院 | 21,100 人 | 外来 34,000 人 |
| (3) | 1 日平均患者数 | 入院 | 57.8 人 | 外来 139.4 人 |

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	事業収益	963,045 千円
第 1 項	医業収益	906,125 千円
第 2 項	医業外収益	56,918 千円
第 3 項	特別利益	2 千円

支 出

第 1 款	事業費用	963,045 千円
第 1 項	医業費用	954,858 千円
第 2 項	医業外費用	6,185 千円
第 3 項	特別損失	2 千円
第 4 項	予備費	2,000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 23,079 千円は当年度分

損益勘定留保資金 23,079 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	45,528 千円
第 1 項 企業債	27,900 千円
第 2 項 他会計出資金	13,848 千円
第 3 項 国庫補助金	3,780 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	68,607 千円
第 1 項 建設改良費	35,107 千円
第 2 項 企業債償還金	26,300 千円
第 3 項 投資その他の資産	7,200 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 27,900	普通貸借又は証書借入	% 3.5 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項のうち、第 8 条以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 538,379 千円

(2) 交際費 300 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、142,500 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量
(1) 取得する	医療器械	一般X線撮影装置	一式
主な財産			

平成30年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎